

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市国民健康保険運営協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴許可証の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴許可証の交付を受けなければならない。

(傍聴許可証)

第3条 傍聴許可証(別記第1号様式(様式略))は、会議当日受付で、先着順に、国民健康保険運営協議会傍聴整理簿(別記第2号様式(様式略))に所要事項を記入することにより、一人一枚を交付する。また、交付を受けた者は、傍聴許可証に氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の都合により定員に達しない場合でも入場できないことがある。

(傍聴許可証の返還)

第5条 傍聴許可証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席以外の委員席等への入場禁止)

第6条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の委員席等に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者ただし、第9条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴するときは、肅清を旨として次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 飲食又は、喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第12条 会長が傍聴禁止を宣告したとき、又は前条により退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、協議会がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月14日から施行する。